

【別添資料】

処分を受けた 職 員	土木建設部 次長級 50歳代 男性
処分の年月日	令和6年7月19日
処分の種類 及び程度	懲戒処分 減給1月（1/10）
根拠法令 及び条項	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
処分の理由	扶養親族たる要件を欠いていたにもかかわらず、その両親に係る扶養手当の給付を受けていたことは、市民の信頼を大きく失墜させる行為であり、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止規定に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であることから同法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものである。